

第12回 訴えた方が裁判を取り下げる時

争いを好まない、訴訟を嫌うといわれている日本人ですが、外国に出てくると郷に入れば郷に従えということで、マレーシア在住の日本人の中に何かあるとすぐ「訴ってやる」と息巻く人がいますが、取るに足らないことで「訴える」ことが、どんな結果を生むのかということには、そのような人は全く考えていないようです。

マレーシアは民主主義国家で法治国家ですので、この国ではマレーシアでも外国人でも誰でも民事訴訟を起こすことはできますし、刑事の案件については警察に届出をすることができます。「誰でも」ということだけでなく、「どんなこと」でも訴えることもできます。たとえば、弁護士から聞いた話ですが、会社が社宅を社員に提供していて、その社員と社長が喧嘩をして、社員が会社を辞め、社宅を出ました。社宅は家具付で、ベッドシートも会社から支給されていました。その社員は数年その社宅に住んでいたのもので、そのベッドシートが汚くなったので、捨てました。ですから社宅から出た時には、ベッドシートはその社宅には残されていませんでした。それを見つけた社長は、その社員への恨みから、その社員がベッドシートを隠匿したという理由で訴訟を起こしました。

くだらないことでも訴訟を起こす権利がすべての人に与えられていますが、ベッドシート1枚で訴訟を起こすということは、そのような権利の濫用でしかなく、いたずらに裁判所の日程を混雑させ、他の深刻な案件の審理を遅らせることになります。

ですから、訴えを起こす時には、まず相手と直接交渉する方法を探り、次に共通の知り合いに間に入ってもらい交渉し、それでもだめなら、コンサルタントや弁護士に間に入ってもらい話をし、それでもだめなら初めて裁判という手順を踏むべきです。裁判は常に最終的な解決手段と考えるべきです。

その理由は、ただ裁判システムを混乱させるからだけではなく、訴えた側の金銭的な負担も決して小さくなく、かつ一度訴えると取り下げるのが大変だという理由にもよります。金銭的負担とは、通常訴える側が外国人だと、裁判所から預託金の拠出を要求されます。その理由は裁判の途中でマレーシアから逃げ出したり、負けた場合に裁判費用を払わずに帰国してしまうことを防ぐために、そのような措置がとられます。その金額は裁判所によって決められ、案件により全く違うので、いくらとは言えませんが、かなり大きな額であることは確かです。

取り下げるのが大変だという件ですが、くだらないことや証拠不十分なことで訴えを起こすと、審理に時間がかかったり、訴えた側が不利な状況が見えてくると、訴えた側が嫌気がさしてきて、取り下げようと思いはじめます。「取り下げをします。」と裁判所に届出をすれば取り下げられるかというところは問屋は卸しません。訴えられた側からすれば、勝手に訴えておきながら、自分の都合で取り下げるとはなんと身勝手なことか、ということになります。取り下げのためには、相手との間で弁護士を通して、きちんと和解をし、和解文書を作って、裁判所に提出して初めて取り下げができます。

そのような時には、相手の裁判費用をすべて持ち、かつ和解金を訴えた方が払うことで、和解、取り下げができることになるので、そこで経済的な負担が発生します。裁判を継続して行って、負けた時に支払わなければならない金額よりもちょっと少ない金額くらいが落としどころになるように思われます。

ですから、簡単に訴訟を起こさないことがまず第一原則ですし、日本人としての品位を保つためにも「訴えてやる」などと軽はずみな発言はしない方がよいと思います。